

## 新型コロナウイルス感染症に関する 高齢者施設等に対する往診体制の確保について — 早期治療と感染拡大防止に向けて —

堺市では、民間事業者の取組を活用して、感染拡大期における高齢者施設等への往診体制を確保するため、令和4年第2回市議会へ補正予算案を上程します。

新型コロナウイルス感染症の第6波においては、陽性者の急増により医療提供体制がひっ迫し、重症化リスクを有する利用者が多い高齢者施設等でクラスターが発生した際においても、症状によって施設内での療養となるケースもありました。

このことから、今後の感染拡大期に備え、高齢者施設等に往診を行う体制を確保し、早期治療及び施設内での感染拡大の防止に繋がります。

### 1 往診体制確保の概要

医師・看護師各1名以上による往診体制を確保し、高齢者施設等への早期の往診※を実施  
なお、個別患者への医療提供については医師の判断により実施する。

#### 【往診による対応の範囲】

- ①新型コロナウイルス感染症に係る抗体薬、経口薬による重症化防止、及び対症療法の実施
- ②施設利用者や従事者に対する早期の検査の実施、陽性者の早期把握
- ③施設内の感染対策（ゾーニング等に係る助言・指導等）
- ④陽性者の健康観察、健康状況の確認

※感染拡大期において、高齢者施設等で陽性者が判明した場合に早期に往診を実施する。

陽性者の早期治療による重症化防止とともに、早急な検査及び施設内感染対策の実施により、施設内での感染拡大を防止する。

### 2 事業開始日

今後の感染拡大期に実施

### 3 令和4年度5月補正予算額

44,286千円

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 保健所 感染症対策課 電 話：072-228-3954 ファックス：072-222-9876
----------------------------	--